

陳情第1号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情に対して反対いたします。

先ほど当局から説明があったように、陳情項目1に当たる職員が議員より政党機関紙の勧誘を受け、圧力を感じたりするような実態はないという報告でした。陳情者が求める調査については職員に寄り添った形での調査としていますが、このような調査は思想信条の自由、内心の自由に関わるという点においては、慎重であるべきで、再度行う必要はないものと考え、反対いたします。